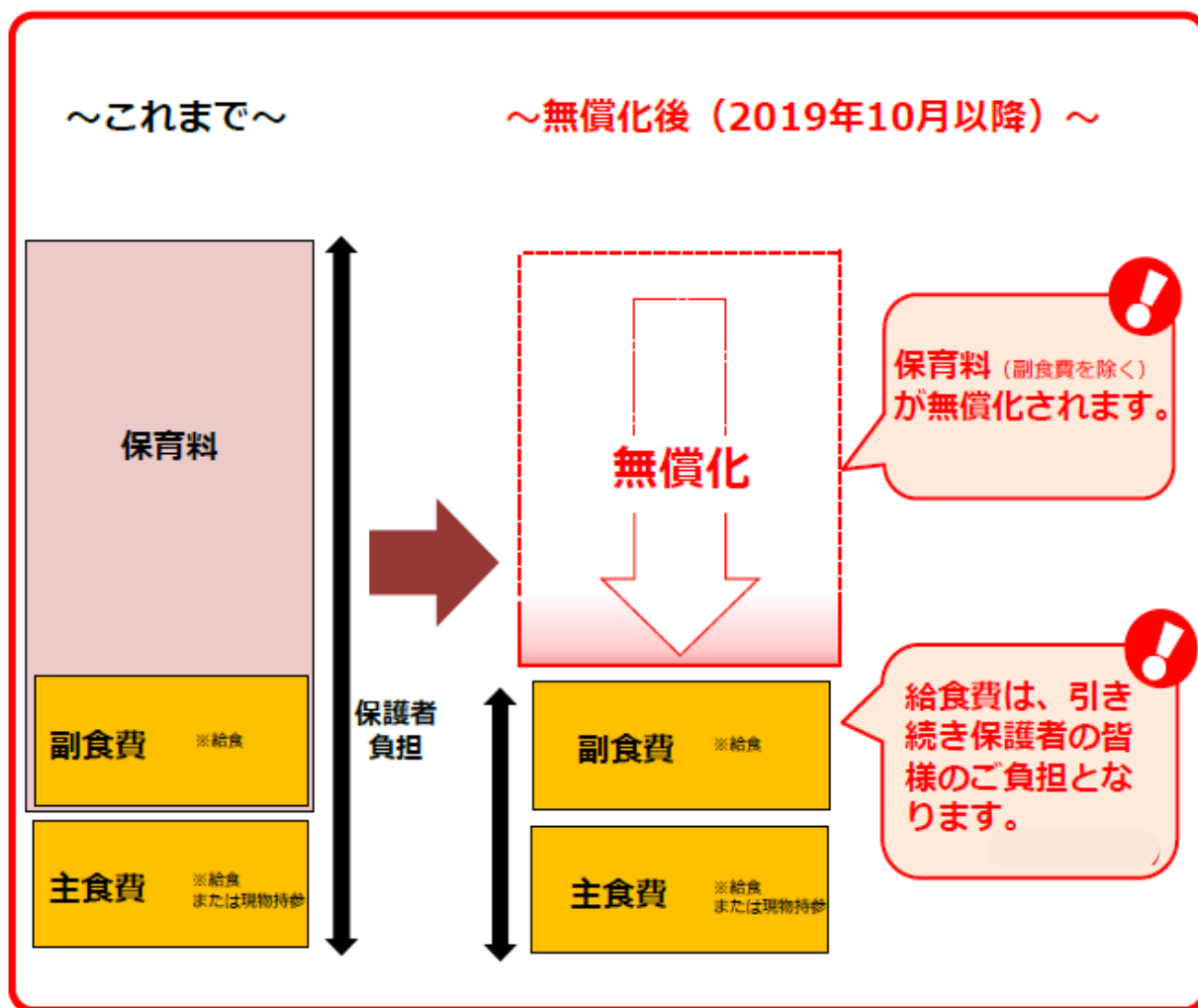


■ 給食の食材料費（副食費）について

保育所等の給食にかかる費用については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、その費用を負担することが原則となりますので、保育料の無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。



※副食費（おかず代等）は、月額 4,500 円を基本としています。

ただし、年収約 360 万円未満相当世帯及び算定基準第3子以降のお子さんについては、徴収免除となります。

（*徴収免除の対象となる方には、別途通知いたします。）

※給食費（主食費+副食費）の金額は、施設ごとに異なります。

※3歳から5歳までのお子さんの給食費は、施設で徴収します。

※0歳から2歳までのお子さんの給食費は、毎月の利用者負担額（保育料）の一部に含まれます。